

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A－1 次の記述は、無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A
 - (2) 電波の型式及び周波数
 - (3) 識別信号
 - (4) B
 - (5) C
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の A を延長することができる。

	A	B	C
1	工事落成の期限	実効 ^{ふく} 輻射電力	運用義務時間
2	工事落成の期限	空中線電力	運用許容時間
3	工事着手の期限	空中線電力	運用義務時間
4	工事着手の期限	実効 ^{ふく} 輻射電力	運用許容時間

A－2 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許の内容の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- 2 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効^{ふく}輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 3 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A－3 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条及び第34条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- 2 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器

A－4 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請期間について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 放送局（臨時目的放送を専ら行うものを除く。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、5年とする。
- ④ 特定実験試験局の免許の有効期間は、 C とする。
- ⑤ ②及び③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、②及び③の規定にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑥ ②及び③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 D を超えない期間において行わなければならない。（注）
注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項で別に定める場合を除く。

	A	B	C	D
1	10年を超えない範囲内	5年	当該実験の目的を達成するために必要な期間	3箇月以上6箇月
2	5年を超えない範囲内	5年	当該周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月
3	10年を超えない範囲内	3年	当該周波数の使用が可能な期間	1箇月以上3箇月
4	5年を超えない範囲内	5年	当該実験の目的を達成するために必要な期間	1箇月以上3箇月
5	5年を超えない範囲内	3年	当該周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月

A－5 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね B ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、 C 、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、 D を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

	A	B	C	D
1	無線設備の技術基準	5年	①の期間の中間において	5年以内に開発すべき技術
2	無線設備の技術基準	3年	①の期間の中間において	電波の有効利用の程度
3	無線設備の技術基準	5年	①の事項以外の事項について	5年以内に開発すべき技術
4	周波数割当計画	3年	①の期間の中間において	電波の有効利用の程度
5	周波数割当計画	3年	①の事項以外の事項について	電波の有効利用の程度

A－6 空中線の利得等に関する次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずるために、基準空中線の入力部で必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表す数値は、主輻射^{しやうふくしやう}の方向における利得を示す。
- 2 「空中線の絶対利得」とは、基準空中線が空間に隔離された等方性空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。
- 3 「空中線の相対利得」とは、基準空中線が空間に隔離され、かつ、その垂直二等分面が与えられた方向を含む半波無損失ダイポールであるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。
- 4 「実効輻射電力^{しやうくふくしやうでんりき}」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。

A－7 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の A 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される B の値及びスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C を与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波が C を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が D 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第24項までの規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

A	B	C	D
1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	占有周波数帯幅	他の無線設備の機能に支障	4ナノワット
2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	必要周波数帯幅	他の無線設備の機能に支障	4ナノワット
3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	必要周波数帯幅	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	4ナノワット
4 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	占有周波数帯幅	他の無線設備の機能に支障	40ナノワット
5 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	占有周波数帯幅	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	40ナノワット

A－8 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものを下の表の1から5までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	X 7 W	同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの2以上を組み合わせて行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	次の(1)から(6)までの型式の組合せのもの (1) 無情報 (2) 電信 (3) ファクシミリ (4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 (5) 電話（音響の放送を含む。） (6) テレビジョン（映像に限る。）
2	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
3	F 9 W	角度変調で周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	次の(1)から(6)までの型式の組合せのもの (1) 無情報 (2) 電信 (3) ファクシミリ (4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 (5) 電話（音響の放送を含む。） (6) テレビジョン（映像に限る。）
4	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
5	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A－9 電波の強度に対する安全施設、高圧電気に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの無線局の無線設備については、この限りでない。
 - (1) 平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動業務の無線局の無線設備
 - (3) 電波法施行規則第21条の3第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備
- 3 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A－10 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

A－11 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - (1) 空中線の **A** がなるべく大であること。
 - (2) 整合が十分であること。
 - (3) 満足な指向特性が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
 - (1) 主^{ほうしゅつ}輻射方向及び副^{ふうしゅつ}輻射方向
 - (2) **B** の主^{ほうしゅつ}輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) **C** よりの^{ほうしゅつ}輻射

	A	B	C
1	主 ^{ほうしゅつ} 輻射抵抗	垂直面	給電線
2	副 ^{ふうしゅつ} 輻射抵抗	水平面	送信装置
3	利得及び能率	垂直面	送信装置
4	利得及び能率	水平面	給電線

A－12 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の **A** を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 無線局の免許人又は登録人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に **B** なければならない。
- ③ 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人、登録人又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を **C** に **A** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人、登録人又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から3年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 無線設備の操作の監督	届け出て、総務大臣の承認を受け	選任する前
2 無線設備の操作の監督	届け出	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
3 無線設備の操作及び運用	届け出て、総務大臣の承認を受け	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
4 無線設備の操作及び運用	届け出	選任する前

A－13 次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、非常通信の定義としてこの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、総務大臣の命令を受けて、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信業務の通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A－14 無線局等に対する混信の防止等に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－15 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が

A

 を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために

B

 を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、

C

 ことができる。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害	必要な措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 電波法第102条の2に規定する重要無線通信に継続的かつ重大な混信	その使用を中止する措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 電波法第102条の2に規定する重要無線通信に継続的かつ重大な混信	必要な措置をとるべきこと	その事実及び措置の内容について、文書で報告させる
4 他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害	その使用を中止する措置をとるべきこと	その事実及び措置の内容について、文書で報告させる

B－1 次の記述は、無線局の免許状の訂正、掲示等について述べたものである。電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、

ア

 に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であったものは、

イ

 その免許状を

ウ

 ならない。
- ③ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、

エ

 の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ④ 陸上移動局、無線標定移動局、携帯移動地球局又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）にあつては、③にかかわらず、その

オ

 に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

1 免許人の氏名又は住所	2 免許状に記載した事項	3 10日以内に	4 1箇月以内に
5 廃棄しなければ	6 返納しなければ	7 主たる送信装置のある場所	
8 無線設備の通信操作を行う場所	9 無線設備の常置場所	10 免許に係る事務を行う免許人の事務所	

B－2 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて遅滞なく提示することができる場所に保管するものとする。
- イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、失った日から10日以内に申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- オ 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許は効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

B－3 次の記述は、固定局及び陸上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、 **ア** については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、 **イ** 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、 **ウ** 、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 **ウ** 、この限りでない。
 - (1) 免許状又は登録状に **エ** であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された **オ** でなければ、運用してはならない。ただし、 **ア** を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信 | 2 遭難通信 |
| 3 無線設備の設置場所、無線設備の常置場所 | 4 無線設備の設置場所 |
| 5 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については | 6 遭難通信については |
| 7 記載されたところのもの | 8 記載されたものの範囲内 |
| 9 運用義務時間内 | 10 運用許容時間内 |

B－4 次の記述は、免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用について述べたものである。電波法（第70条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（注1）の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用（簡易な操作によるものに限る。）が電波の能率的な利用に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、 の運用を行わせることができる（注2）。

注1 無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総務省令で定めるものに限る。

2 ただし、免許人以外の者が電波法第5条第3項（総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者）各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

② ①により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者の氏名又は名称、当該自己以外の者による運用の期間その他の総務省令で定める なければならない。

③ ①により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、 を行わなければならない。

④ ①により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて 、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

⑤ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、①により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者に対し、 ことができる。

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 総務大臣の許可を受けて自己以外の者に当該無線局 | 2 自己以外の者に当該無線局 |
| 3 事項を総務大臣に届け出 | |
| 4 事項に関する記録を作成し、当該自己以外の者による無線局の運用が終了した日から2年間保存し | |
| 5 当該自己以外の者の要請に応じ、適切な支援 | 6 当該自己以外の者に対し、必要かつ適切な監督 |
| 7 運用許容時間 | 8 運用許容時間、通信の相手方、通信事項 |
| 9 無線局の運用の停止を命ずる | 10 無線局に関し報告を求める |

B－5 次に掲げる場合のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 非常通信を行ったとき。
- イ 総務大臣から電波の規正について指示を受け、相当な措置をしたとき。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- エ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき。
- オ 電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。